

## 三重県農業研究所研究評価実施要領 運用細則

### 1 目的

- 1) この細則は、三重県農業研究所研究評価実施要領（以下「実施要領」という）を補足し、研究評価を円滑に実施するため、その運用について定めるものである。
- 2) 本細則で使用する用語については実施要領に従う。

### 2. 評価の方法と評価基準

- 1) 原則として、各研究課題は、主担当者によるプレゼンテーションと質疑応答によって評価を受ける。
- 2) 評価対象研究課題が多く委員会開催に日程上支障がある場合に限り、一部の研究課題を書面評価とすることができる。
- 3) 評価委員は、事前・中間・事後の各評価に応じた評価表（様式1～3）により、それぞれの評価項目を5段階で評価する。また、特記すべき意見がある場合、当該の意見を記述することができる。

#### <事前評価> 様式1

評価項目：目標とする研究成果への期待度、研究計画の妥当性

特記すべき意見：期待できるところ、修正すべきところ

#### <中間評価> 様式2

評価項目：研究の進捗状況、目標達成の可能性

特記すべき事項：期待できるところ、修正すべきところ

#### <事後評価> 様式3

評価項目：研究成果への評価

特記すべき意見：研究成果を実用的に活用するに当たってのコメント

### 3. 説明資料

事前評価：研究計画概要書、用語解説（様式4）、評価表（様式1）

中間評価：研究計画概要書、用語解説（様式4）、評価表（様式2）

事後評価：研究計画概要書、完了試験研究成績書、用語解説（様式4）、評価表（様式3）

その他、プレゼンテーションに必要な資料

### 4. 評価結果の取り扱い

- 1) 事前評価：農業研究所長は、評価委員会の評価結果に基づき必要と認めた場合、担当研究員に研究目標の見直し、あるいは、研究内容の修正、追加または削除を命ずる。さらに、必要に応じて次年度予算に反映させる。
- 2) 中間評価：農業研究所長は、評価委員会の評価結果に基づき必要と認めた場合、担当研究員に研究内容の修正、追加または削除を命ずる。
- 3) 事後評価：農業研究所長は、評価委員会の評価結果を参考に、研究成果の普及、技術移転あるいは広報等に関する方針を決定する。

### 5 委員会開催に関すること

- 1) 事前、中間、事後の評価委員会日程は、それぞれ、各1日以内とする。
- 2) 委員の報償費等の額は、予算の範囲内において定める。
- 2) 委員の報償費、旅費、食糧費は、研究評価にかかる事業費から支出する。

### 附則

この細則は平成16年4月1日から施行する。

この細則は平成17年2月15日から施行する。

この細則は平成17年9月1日から施行する。

この細則は平成18年7月11日から施行する。

この細則は平成19年9月19日から施行する。

この細則は平成20年4月1日から施行する。

この細則は平成21年4月1日から施行する。

この細則は平成24年4月1日から施行する。